

鯖江市子ども医療費の助成に関する条例

昭和48年6月21日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もつて子どもの保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権者（親権者がいないときは後見人、親権者および後見人がともにいないときは現に子どもを監護している者）であつて、子どもの生計を維持しているものをいう。

3 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、社会保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費および家族訪問看護療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金等」とは、社会保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき金額（以下「一部負担金」という。）および入院時食事療養に係る標準負担額をいう。

6 この条例において「医療機関等」とは、社会保険各法に規定する保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他医療を取り扱うものをいう。

(助成対象者)

第3条 この条例による医療費の助成（以下「助成」という。）の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本市に住所を有する子どもであつて、社会保険各法の規定に

よる被保険者または被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者は除くものとする。

（受給資格）

第4条 助成を受ける資格（以下「受給資格」という。）を有する者（以下「受給者」という。）は、助成対象者の保護者とする。

（受給資格の認定）

第5条 受給者が、助成を受けようとするときは、その受給資格について、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する認定をしたときは、受給資格を証する証明書（以下「受給資格証」という。）を交付しなければならない。

（助成の範囲）

第6条 市長は、助成対象者に係る保険給付につき、一部負担金等に相当する額を助成金として支給するものとする。ただし、6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した助成対象者が受けた助成に係る療養については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額および入院時食事療養に係る標準負担額の合計額を助成金として支給するものとする。

(1) 医療機関等（薬局を除く。以下この号および次号において同じ。）に支払った入院療養に係る一部負担金の場合 1月当たり1の医療機関等に支払った入院療養に係る一部負担金の額からその月の当該入院療養を受けた日数に500円を乗じて得た額（当該額が4,000円を超えるときは、4,000円）を控除した額

(2) 医療機関等に支払った入院療養以外の療養に係る一部負担金の場合 1月当たり1の医療機関等に支払った入院療養以外の療養に係る一部負担金の額から500円を控除した額（当該一部負担金の額が500円に満たないときは、当該一部負担金の額）

(3) 薬局に支払った一部負担金の場合 薬局に支払った一部負担金の額

2 前項の規定による支給は、社会保険各法以外の法令または社会保険各法の規定に基づき設立された保険者の定める規約等の規定により、一部負担金等について医療費の給付を受ける場合は、その給付の限度において助成しないものとする。

（助成の申請）

第7条 助成は、受給資格証の交付を受けている者の申請に基づき行う。

2 前項の規定にかかわらず、福井県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）

が、医療機関等からの報告に基づき、助成対象者の氏名および医療費の額等について集計し、これを市長に報告したときは、前項の申請があつたものとみなす。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、助成対象者が疾病または負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部もしくは一部を支給せず、または既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全部または一部を返還させることができる。

2 市長は、第6条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた者があるときは、その者からその超える額に相当する額を返還させることができる。

(手数料の支払)

第10条 市長は、医療機関等が助成対象者に係る医療費の領収証明を行つた場合、当該医療機関等に手数料を支払うことができる。

2 市長は、医療機関等が第7条第2項に規定する国保連への報告を行つた場合、当該医療機関等に手数料を支払うことができる。

3 市長は、第7条第2項に規定する国保連からの報告に対し、国保連に手数料を支払うことができる。

4 前3項の手数料については、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に療養を受けている対象乳児については、昭和48年7月1日以後の医療費に係る一部負担金から適用する。

3 第3条第1号の規定の適用については、昭和57年6月1日から昭和60年5月31日までの間においては、同条同号中「児童手当法（昭和46年法律第73号）第5条の規定による政令で定める額」とあるのは、「児童手当法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第194号）に定める所得制限額」とする。

(昭57条例24・追加)

附 則 (昭和57年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年6月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

附 則 (昭和59年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

附 則 (昭和63年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年条例第7号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鯖江市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年条例第23号)

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 改正後の鯖江市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年条例第17号)

- 1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 改正後の鯖江市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、平成9年1月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鯖江市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成について

は、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第2条第1項および第6条の改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（第2条第1項および第6条の改正規定を除く。）による改正後の鯖江市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、平成17年8月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第2条第1項および第6条の規定は、平成17年10月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鯖江市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、平成18年4月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鯖江市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鯖江市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、平成22年10月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第18号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、平成25年8月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第3項を削る改正規定は、施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。